

静岡県教育委員会

議事録

令和6年度 第3回定例
5月22日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和6年5月22日に教育委員会第3回定例会を招集した。

1 開催日時 令和6年5月22日（水） 開会 13時30分
閉会 15時35分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長
高 林 伸 成 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
渡 邊 晃 静岡教育事務所長
堀 内 祥 行 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 その他

- (1) 第1、2、3、4号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第1～4号議案は人事案件、報告事項3は議会報告前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第1～4号議案、報告事項3は非公開とする。公開案件から審議する。
- 教 育 長： それでは審議を始める。

報告事項1 静岡県立ふじのくに中学校の令和7年度入学者募集

- 教 育 長： 報告事項1「静岡県立ふじのくに中学校の令和7年度入学者募集」について戸塚義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 資料3ページの(2)志願方法のところ、3つ目のポツに、「必ず郵便局窓口で簡易書留で出します」と書かれている。これはこれでその通りだが、この「必ず」というのは、郵便で出す場合のことである。したがって、必ず郵便局窓口から出さなければいけないと思ってしまう可能性があるため、2つ目と3つ目のポツを繋げた方がよいと思う。「電話をしてから必ず郵便局窓口で簡易書留で出す」というほうがわかりやすいと思う。ちなみに、この1つ目のポツは「書類を持っていく」となっており、出願者の立場に立った表現になっているが、4つめのポツは「持って来る」となっている。「いく」と「くる」をどちらかに統一した方がよいと思う。
- 教 育 長： 重要な御指摘をいただいた。わかりやすい日本語で書いてはいるが、わかりやすさを統一したほうがよい。細かい表現はこちらに一任いただきたい。
- 藤 井 委 員： もちろんである。
- 教 育 長： 御指摘の2点は修正をお願いしたい。
- 義務教育課長： 修正する。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項1を了承する。

報告事項2 教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等

- 教 育 長： 報告事項1「教職員の健康診断結果及び長期療養者の状況等」について内山教育厚生課長より説明願う。
- 教育厚生課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 質問が2つある。1つ目は、この資料の内容はどのような形で公表さ

れるのか。

教育厚生課長： 資料の1枚目・2枚目は、今後6月議会の常任委員会等で報告したいと考えている。その他についても、公表することに対して問題はないと思っており、必要に応じて公表する。

藤井委員： これだけ教育委員会が実態を把握していて、その内容に応じていろいろな対策につなげていくという姿勢を示すという意味も込め、出来る限り現場にフィードバックすることが重要だと思う。どのような形で公表するかはともかく、今の趣旨で現場が実態を知ったうえで、これからのことを考えていくことが大切ではないか。それが1点目である。

教育厚生課長： 現場への公表については、校長協会等にこの資料を提供し、各校長先生に理解していただく予定である。

藤井委員： 2つ目は、精神疾患に対して、これだけいろいろな内容がある中で、12ページ1(2)「勤務に制限のある者の疾病状況」というところの中に、精神疾患が出てこない。それはどういう理解をしたらよいか。精神疾患の割合が相当あって、人数がすごく多いという現状があるにもかかわらず、実際勤務に制限がかかる人は少ないということか。

教育厚生課長： 身体健康診断に係る内容として、1(2)のところはその部分だけを集約して記載しているというもので、精神疾患に係るものとしてはその部分に含まれていないという状況。

藤井委員： 何か理由があるのか。

教育厚生課長： 精神疾患による勤務制限のある方々をここに記載することは可能であるが、この場所は、身体疾患による制限者の記載場所としての制約がある。このため、参考として精神疾患の制限者も記載して、これらを合わせた勤務制限者の在職者比率を示す方法を検討していきたい。

天城委員： 気軽に相談できる環境づくりが大切なのではないかと。病気を発症する前の対策が必要だと思う。各学校には生徒向けにカウンセラーが配置されているかと思うが、先生方は生徒に対してカウンセリングを受けるよう声掛けをするが、教員が相談することはできないと聞いたことがあり、その点を確認したい。もし、教員がそういった場で相談できるのであれば、自分の困っていることを相談して、病気を発症する前の対策の一つとして、カウンセラーに間に入ってもらうようなシステムができないか。先ほどの説明でカウンセリングの利用はハードルが高いということであった。生徒の相談をしつつ、自分の相談もできるような仕組みもできたらよいと感じた。

教育厚生課長： 悩んでいる内容が生徒指導に関するものであれば、相談できるのではないかと思う。ただし、生徒のカウンセリングを中心に実施していくことになると思う。気軽に相談ということでは、昨年度からLINEアプリによるメンタルヘルス相談を共済組合本部で行っている。その他、電話、オンライン、メールなどでも相談出来る体制になっており、研修会等で、いつでも相談できることを伝えていきたいと考えている。

義務教育課長： 今の説明に補足する。教員の相談にのれるかということについて、

補助金制度を利用しており、補助金制度の中では、生徒の相談と限定されているため、教員の相談は難しい。

藤井委員： 以前、何かの折に話したと思うが、教職員の方々の精神的な面でのカウンセリングや相談を、精神科の専門医が何らかの形で融通をきかせて実施した結果、実際に起きたことは、夜の10時以降の相談が圧倒的多数ということがあった。教職員の方々が相談しようと思う環境として、家庭の事情や、仕事の事情というようなことを考慮する必要がある。夜遅くても相談を受けられるような体制を整えることが重要。そういったことを行えば改善していくのではないか。

教育長： 教職員が相談しやすい時間帯を考えてほしいという要望を承った。それでは、ここでの内容を踏まえ、県議会への報告ということによいか。

教育厚生課長： 県議会へは資料提供を行う予定。

教育長： 県議会へは資料提供を行う予定であり、それに先立ち、本日確認を行ったということであるが、他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第1号議案 令和6年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱

※ 非公表

<非>報告事項3 令和5年度静岡県子どもいじめ防止条例に基づく施策の実施状況

※ 非公表

<非>第2号議案 教職委員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第3号議案 教職委員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第4号議案 教職委員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和6年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。